

応接簿(意見聴取用)

決裁年月日	統括官等	担当者
・	・	

相手 手 方	税理士又は税理士法人の氏名又は名		応接者	部門	課税第 部門			
	事務所の所在地	電話 () -		氏名				
	調査対象個人又は法人名		応接方法	来署	電話	その他 ()		
意見聴取の内容	応接日時	年 月 日	意見聴取連絡年月日			年 月 日		
調査への移行の有無			有 無	事前通知(予定)日		年 月 日		
意見聴取結果についてのお知らせの送付要否			要 否	送付年月日		年 月 日		
摘要								

整理号		決算		担当部門	
-----	--	----	--	------	--

応接簿（意見聴取用）

1 使用目的

「応接簿（意見聴取用）」は、税理士法第35条に基づき来署又は電話等により税理士等に意見聴取等を行った場合に、意見聴取に関して応じた事績及び「意見聴取結果についてのお知らせ」の送付要否に関して した事績などを整理、記録する場合に 用する。

2 記載要領

項 目	内 容
意見聴取結果についてのお知らせの送付要否	意見聴取により、調査に移行しないとした場合に「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付する必要がある場合には、「要」にし、送付する必要がある場合には、「否」にする。
摘 要	意見聴取により、調査に移行しないとした場合にその 、及び「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しない場合の理由、その他税理士等から申入事項があった場合にはその旨を記載するほか、参考事項等を記載する。

(注) 「意見聴取結果についてのお知らせ」の送付要否について、疑義が生じた場合には、局法人課税課に確認する。